

平成 2 4 年度
印旛郡市広域市町村圏事務組合
水道用水供給事業会計予算書
補正予算 (第 1 号)

印旛郡市広域市町村圏事務組合

平成24年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成24年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(2) 年間総給水量 19,478,856 m³

(3) 1日平均給水量 53,366 m³

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入			
第1款 事業収益	3,730,315 千円	△ 3,299 千円	3,727,016 千円		
第1項 営業収益	3,710,440 千円	△ 4,142 千円	3,706,298 千円		
第2項 営業外収益	19,875 千円	843 千円	20,718 千円		
	支		出		
第1款 事業費用	3,285,430 千円	△ 48,288 千円	3,237,142 千円		
第1項 営業費用	3,132,862 千円	△ 55,287 千円	3,077,575 千円		
第2項 営業外費用	142,568 千円	6,999 千円	149,567 千円		

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,172,011千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,479千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,133,532千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,136,896千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 33,841千円及び減債積立金 365,035千円並びに過年度分損益勘定留保資金 738,020千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入			
第1款 資本的収入	493,621 千円	△ 129,485 千円	364,136 千円		
第1項 企業債	136,200 千円	△ 87,900 千円	48,300 千円		
第2項 国庫補助金	68,967 千円	△ 20,785 千円	48,182 千円		
第3項 出資金	279,454 千円	△ 20,800 千円	258,654 千円		
	支		出		
第1款 資本的支出	1,665,632 千円	△ 164,600 千円	1,501,032 千円		
第1項 新設工事費	331,898 千円	△ 129,939 千円	201,959 千円		
第2項 建設改良費	377,041 千円	△ 34,661 千円	342,380 千円		

第 5 条 予算第 5 条に定めた起債の限度額及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業	千円 48,300	証書借入	年 4.5 % 以内	起債の日から措置期間を含め 30 年以内において元利均等償還または元金均等償還するものとする。ただし、水道用水供給事業会計の都合により、措置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、または低利債に借り換えることができる。

第 6 条 予算第 7 条に定めた経費を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	179,600 千円	△ 2,847 千円	176,753 千円

第 7 条 予算第 8 条中 「 27,498 千円」を「 27,738 千円」に改める。

第 8 条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

単位：千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
資本的 支 出	新 設 工 事 費	印 旛 広 域 水 道 用 水 供 給 事 業	58,910,274	昭和56年度	258,905	58,910,274	昭和56年度	258,905
				昭和57年度	2,048,054		昭和57年度	2,048,054
				昭和58年度	2,433,520		昭和58年度	2,433,520
				昭和59年度	2,083,053		昭和59年度	2,083,053
				昭和60年度	1,434,193		昭和60年度	1,434,193
				昭和61年度	2,465,910		昭和61年度	2,465,910
				昭和62年度	1,509,945		昭和62年度	1,509,945
				昭和63年度	911,161		昭和63年度	911,161
				平成元年度	545,850		平成元年度	545,850
				平成2年度	442,405		平成2年度	442,405
				平成3年度	714,768		平成3年度	714,768
				平成4年度	930,085		平成4年度	930,085
				平成5年度	871,980		平成5年度	871,980
				平成6年度	537,528		平成6年度	537,528
				平成7年度	751,007		平成7年度	751,007
				平成8年度	1,032,079		平成8年度	1,032,079
平成9年度	1,669,759	平成9年度	1,669,759					
平成10年度	916,335	平成10年度	916,335					
平成11年度	826,510	平成11年度	826,510					
平成12年度	883,972	平成12年度	883,972					

		平成13年度	741,855	平成13年度	741,855
		平成14年度	777,871	平成14年度	777,871
		平成15年度	723,812	平成15年度	723,812
		平成16年度	552,338	平成16年度	552,338
		平成17年度	446,428	平成17年度	446,428
		平成18年度	550,689	平成18年度	550,689
		平成19年度	526,735	平成19年度	526,735
		平成20年度	380,785	平成20年度	380,785
		平成21年度	281,785	平成21年度	281,785
		平成22年度	196,487	平成22年度	196,487
		平成23年度	214,682	平成23年度	214,682
		平成24年度	331,898	平成24年度	201,959
		平成25年度	1,257,931	平成25年度	391,988
		平成26年度	2,532,866	平成26年度	1,172,535
		平成27年度	2,938,910	平成27年度	1,519,289
		平成28年度	4,654,186	平成28年度	4,654,286
		平成29年度	7,666,451	平成29年度	7,598,155
		平成30年度	6,468,847	平成30年度	6,468,847
		平成31年度	2,728,517	平成31年度	6,569,753
		平成32年度	1,670,182	平成32年度	1,672,976

第 9 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 2 5 年度計装設備点検業務委託	平成 2 4 年度から 平成 2 5 年度まで	36,761 千円
平成 2 5 年度水質検査業務委託	平成 2 4 年度から 平成 2 5 年度まで	9,917 千円
平成 2 5 年度毎日水質検査業務委託	平成 2 4 年度から 平成 2 5 年度まで	699 千円

平成 2 5 年 2 月 8 日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管 理 者 蕨 和 雄